

議案第 5 6 号

専決処分した事件の承認について

亀山市都市計画税条例の一部改正について、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 6 年 5 月 3 1 日提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

専決処分書

専決第 1 1 号

専 決 処 分 書

亀山市都市計画税条例の一部改正について、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分する。

令和 6 年 3 月 3 0 日 専決

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市都市計画税条例の一部を改正する条例

亀山市条例第 1 4 号

亀山市都市計画税条例の一部を改正する条例

亀山市都市計画税条例（平成 1 7 年亀山市条例第 5 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則 （宅地等に対して課する<u>令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の都市計画税の特例</u> 6 宅地等に係る<u>令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の都市計画税の額</u>は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第 7 0 2 条の 3 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める	附 則 （宅地等に対して課する<u>令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税の特例</u>） 6 宅地等に係る<u>令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税の額</u>は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第 7 0 2 条の 3 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める

率を乗じて得た額。以下同じ。)に
100分の5を乗じて得た額を加算し
た額(当該宅地等が当該年度分の固定
資産税について法第349条の3(第
18項を除く。)又は附則第15条か
ら第15条の3までの規定の適用を受
ける宅地等であるときは、当該額にこ
れらの規定に定める率を乗じて得た額)
を当該宅地等に係る当該年度分の都市
計画税の課税標準となるべき額とした
場合における都市計画税額(以下「宅
地等調整都市計画税額」という。)を
超える場合には、当該宅地等調整都市
計画税額とする。

- 7 前項の規定の適用を受ける商業地等
に係る令和6年度から令和8年度まで
の各年度分の宅地等調整都市計画税額
は、当該宅地等調整都市計画税額が、
当該商業地等に係る当該年度分の都市
計画税の課税標準となるべき価格に10
分の6を乗じて得た額(当該商業地等
が当該年度分の固定資産税について法
第349条の3(第18項を除く。))
又は附則第15条から第15条の3ま
での規定の適用を受ける商業地等であ

率を乗じて得た額。以下同じ。)に
100分の5(商業地等に係る令和4
年度分の都市計画税にあつては、100
分の2.5)を乗じて得た額を加算し
た額(令和3年度分の都市計画税にあ
つては、前年度分の都市計画税の課税
標準額)(当該宅地等が当該年度分の
固定資産税について法第349条の3
(第18項を除く。))又は附則第15
条から第15条の3までの規定の適用
を受ける宅地等であるときは、当該額
にこれらの規定に定める率を乗じて得
た額)を当該宅地等に係る当該年度分
の都市計画税の課税標準となるべき額
とした場合における都市計画税額(以
下「宅地等調整都市計画税額」とい
う。)を超える場合には、当該宅地等
調整都市計画税額とする。

- 7 前項の規定の適用を受ける商業地等
に係る令和4年度分及び令和5年度分
の宅地等調整都市計画税額は、当該宅
地等調整都市計画税額が、当該商業地
等に係る当該年度分の都市計画税の課
税標準となるべき価格に10分の6を
乗じて得た額(当該商業地等が当該年
度分の固定資産税について法第349
条の3(第18項を除く。))又は附則
第15条から第15条の3までの規定
の適用を受ける商業地等であるときは、

るときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

8 附則第6項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第6項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額

当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

8 附則第6項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第6項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額

は、附則第6項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

- 10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第6項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における

は、附則第6項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

- 10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第6項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における

都市計画税額とする。

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の都市計画税の特例)

1 1 地方税法等の一部を改正する法律 (平成 27 年法律第 2 号) 附則第 18 条第 1 項の規定に基づき、平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の都市計画税については、同法による改正後の地方税法附則第 25 条の 3 の規定を適用しないこととする。

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の都市計画税の特例)

1 2 地方税法等の一部を改正する法律 (平成 30 年法律第 3 号) 附則第 22 条第 1 項の規定に基づき、平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の都市計画税については、同法による改正後の地方税法附則第 25 条の 3 の規定を適用しないこととする。

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税の特例)

1 3 地方税法等の一部を改正する法律 (令和 3 年法律第 7 号) 附則第 14 条

都市計画税額とする。

[項を加える。]

[項を加える。]

[項を加える。]

第 1 項の規定に基づき、令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税については、同法による改正後の地方税法附則第 2 5 条の 3 の規定を適用しないこととする。

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の都市計画税の特例)

1 4 地方税法等の一部を改正する法律

(令和 6 年法律第 4 号) 附則第 2 1 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第 2 5 条の 3 の規定を適用しないこととする。

(農地に対して課する令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の都市計画税の特例)

1 5 農地に係る令和 6 年度から令和 8

年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第 3 4 9 条の 3（第 1 8 項を除く。）又は附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める

[項を加える。]

(農地に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税の特例)

1 1 農地に係る令和 3 年度から令和 5

年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第 3 4 9 条の 3（第 1 8 項を除く。）又は附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める

率を乗じて得た額に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

[略]

1 6 附則第 6 項及び第 8 項の「宅地等」とは法附則第 1 7 条第 2 号に、附則第 6 項及び第 9 項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第 2 5 条第 6 項において読み替えて準用される法附則第 1 8 条第 6 項に、附則第 7 項、第 9 項及び第 1 0 項の「商業地等」とは法附則第 1 7 条第 4 号に、附則第 9 項、第 1 0 項及び前項の「負担水準」とは法附則第 1 7 条第 8 号ロに、前項の「農地」とは法附則第 1 7 条第 1 号に、前項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第 2 6 条第 2 項において読み替えて準用される法附則第 1 8 条第 6 項に規定するところによる。

率を乗じて得た額。以下この項において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和 3 年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

[略]

1 2 附則第 6 項及び第 8 項の「宅地等」とは法附則第 1 7 条第 2 号に、附則第 6 項及び第 9 項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第 2 5 条第 6 項において読み替えて準用される法附則第 1 8 条第 6 項に、附則第 7 項、第 9 項及び第 1 0 項の「商業地等」とは法附則第 1 7 条第 4 号に、附則第 9 項から第 1 1 項までの「負担水準」とは法附則第 1 7 条第 8 号ロに、前項の「農地」とは法附則第 1 7 条第 1 号に、前項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第 2 6 条第 2 項において読み替えて準用される法附則第 1 8 条第 6 項に規定するところによる。

<u>17</u> 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から<u>第34項</u>まで若しくは<u>第37項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。	<u>13</u> 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から<u>第35項</u>まで若しくは<u>第38項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。
備考 表中の [] の記載は注記である。	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の附則第11項から附則第14項までの規定は、平成27年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成26年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の亀山市都市計画税条例の規定（附則第11項から附則第14項までの規定を除く。）は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。